

# 入管法体制粉砕闘争に向けて！ その1 立責 横田

## a) 「入国」の際の問題点

＜上陸の拒否＞

＜遵守事項＞-----新設

「法務大臣は必要があるとき、あらかじめ上陸許可を受けようとする外国人に対し、その者が本邦に在留するに於て守るべき活動の範囲その他の事項を定めることができる。」

＜事前認定＞-----新設

## b) 「在留中の活動」の問題点

＜在留活動の規制＞

在留活動を細かく分け、その資格の活動以外の活動をする場合法務大臣の許可を必要としている。家族についても「家族」という活動資格を規制し、何らかの活動をする場合法務大臣の許可がいる。

＜中止事由＞

前述の在留資格の活動以外の活動をした場合遵守事項に反した行為をした場合、中止の事由を出すことができる。

## c) 退去強制の手続

＜退去強制の対象＞

入国拒否の場合とはほぼ同じ項目であるが特に「貧困を生活保護を必要とする者法務大臣が公益を害する行為を行ったと認定する者」と広範に在日外国人を強く規制するものとする。

＜違反調査＞

「入国警備官は違反調査について公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」

＜事実調査＞

「-----調査のため必要があるときは関係人に対して質問させ又は文書の提示を求めさせることができる。」この規定による質問に対して、陳述せず若しくは虚偽の陳述をした者は3万円以下の罰金を科せられる。

＜緊急収容＞

「入国警備官は逃亡の疑いがあるとみなした場合は収容手続もなしに強制収容できる。」

＜司法権介入拒否＞

「従来の強制収容された場合にとってきた訴訟による救済が実質的に不可能になり司法権のチェックを何らうけず直接強制退去できるようになる。」

＜強制送還先＞

「退去を強制されるものはその国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする」

(MEMO)

## 1) 69年入管闘争の経過

## 2) 69年入管闘争の問題点

- ★ 政策反対闘争でありスケジュール闘争であった
- ★ 入管法問題をそれ故大衆立法と並列される提起のみに終った。
- ★ 新宿西口ハンストの大衆化が不足していた。(これは政策反対闘争という内容をもったが故に量の拡大と定着ができた)
- ★ 各戦線への実行委員会の10、11月闘争過程への崩壊
- 70年入管闘争にかかわる状況の変化
- ★ 日米共同声明を契機とした日韓関係の変化
  - 日本経済界の韓国経済の制覇韓国経済危機の日本政府の積極的援助=韓国政権のカイライ化
- ★ 革命戦線の全体的攻撃的傾向へ(全学労スト等……)
- ★ 六月安保策点の存在

## 3) 以上の69年第一次闘争の問題点と70年の状況変化をふまえての問題提起

- 1) 出入国管理法案粉砕闘争 → 出入国管理体制粉砕闘争へ
- 2) 日本社会に日々存在する差別構造に対する闘いを
  - 1) 部落問題と入管体制(他民族への抑圧)問題との類似
  - 2) 日本底辺階層と入管体制(他民族への抑圧)問題との類似
  - 3) 労働者階級における国民主義の解体へ(奥の国格正々へ)
  - 4) 地区実行委員会の構築を